

(仮称)練馬区自治基本条例懇談会_提言案ReviewList

No	が【対象物】	なので【原因】	である【発生している問題】 したい【あるべき姿】
1	用語の定義	今までの懇談会や起草部会で議論になった用語として、【責務】【負託】があったので	記載されているとわかりやすい。 (定義の適切な文章が見当たらず、申し訳ありません。)
2	第5章の5-3	1.責務の本文は、強い口調の方がインパクトがある 2.自治を育むことは、後世に伝える必要があり、もう少し強い言い方でもいいと考えるので	「区民は、自治を育むように努めなければなりません。」に変える。
3	第7章の7-2-2	区長が職員の育成をすることは、重要であり、本文にあるとよいと考えるので、	「区長は、その補助機関である職員を指揮監督し、職務執行に必要な能力・知識・技能等の習得等をさせて、職員の育成をしなければなりません。」に変える。
4	第9章の9-2-2	コミュニティを基盤とする活動・組織は、区民によるものであり、それを育むことが区民の責務であることが基本的な考えであり、本文は、強い口調の方がインパクトがあると考えるので	「区民は、コミュニティ活動・組織を育むように努めなければなりません。」に変える。
5	第12章	区長が条例改定にあたり、自治推進委員会の意見を聴くことは、極めて重要なことと考えるので、	「区長は、この条例を改定しようとする場合には、区長の諮問機関である(仮称)自治推進委員会の意見を聴かなければなりません。」に変える。